

ウ 水管橋：管路更新に合わせて 6 橋を更新

停電・浸水対策

1 大規模な風水害の発生に備えるため、長期停電及び浸水への対策を進めます。

(1) 非常用発電設備の整備

南八幡浄水場：更新

佐倉浄水場：設置

人見浄水場：更新に併せて増強

(2) 当面の浸水対策として 1m程度の浸水に対応していますが、今後の施設更新時、必要に応じて嵩上げ等を実施します。

以上のように、この工事は、40 年間の長期計画に位置付けられたものである。

第3 包括外部監査の結果

I 個別案件に関する統制活動に係る監査結果（総論）

令和5年度包括外部監査における監査結果は以下のとおりである。

なお、抽出したサンプルのうち、発見事項がなかったものについては省略している。

y 番号	サンプル 番号	種別	工事名	所属	結果	タイトル
1	1	道路	国道道路改築工事（笛曽根地区外道路改良工） (国)126号	海匝土木事務所	意見3	①下請負人の社会保険の加入について（意見） ②工期の設定方法について（意見） ③不備のある請求書を受領した際の業務について（意見）
2	2	道路	社会资本整備総合交付金工事（八木拡幅道路改良工その2）(国)126号	銚子土木事務所	意見1	①下請負人の社会保険の加入について（意見）
3	—	道路	県単舗装道路修繕工事他	印旛土木事務所	指摘1	①契約変更の時期について（指摘）
3-ア	4	道路	県単舗装道路修繕工事（八街に道路打換え工） (主)八日市場八街線 八街市八街に	印旛土木事務所		
3-イ	6	道路	県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事 (点々修繕その5)	印旛土木事務所		
3-ウ	7	道路	県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事 (点々修繕その7)	印旛土木事務所		
4	5	道路	県単道路改良工事（田町事業地管理工）	印旛土木事務所	意見1	①施工計画書の誤記について（意見）
5	8	道路	県単道路改良工事（銚子BP整備工）	銚子土木事務所	意見1	①当初設計の合理性に対する疑義について（意見）
6	11	橋梁	道路受託及び県単道路改良（一般）合併工事（(仮称)三郷流山橋取付高架橋上部工その4）（主）越谷流山線	東葛飾土木事務所	意見1	①期跨ぎの工期変更契約の締結について（意見）

y	シリアル 番号	種別	工事名	所属	結果	タイトル
7	18	トンネル	道路メンテナンス（トンネル）工事（天神峰トンネル補修工）（主）成田小見川鹿島港線 成田市天神峰	成田土木事務所	指摘1 意見1	①設計変更契約について（指摘） ②トンネル台帳記載事項更新について（意見）
8	—	用地取得	県土整備部所管の公共事業に係る用地事務について	県土整備部用地課	指摘2 意見4	①土地の収用手続における、検討会や推進会議の開催について（指摘） ②収用手続の活用案件の要件である「重点施策」の事業課の判断基準のガイドラインについて（意見） ③「候補案件」の選択の判断基準、審査資料、推進会議の審査について（意見） ④「推進要綱」等に従った用地取得の進捗状況等の公表について（指摘） ⑤公表対象事業の要件である「重点施策」の事業課の判断基準について（意見） ⑥土地売買契約書の作成時における収入印紙の負担関係について（意見）
8-ア	21	用地取得	国道道路改築事業 一般国道 126 号 山武東総道路（銚子連絡道）二期	海匝土木事務所		
8-イ	22	用地取得	社会資本整備総合交付金事業 一般国道 126 号 八木拡幅 第1工区	銚子土木事務所		
8-ウ	23	用地取得	公共街路事業・社会資本整備総合交付金事業(街路整備)野田都市計画道路 3・4・20 号今上木野崎線外 2 線	東葛飾土木事務所		
8-エ	24	用地取得	社会資本整備総合交付金事業(交付金街路)工事 野田都市計画道路 3・4・10 号清水上花輪線	東葛飾土木事務所		
8-オ	25	用地取得	社会資本整備総合交付金事業 主要地方道成田小見川鹿島港線	成田土木事務所		
9	26	上水道 (管路)	千葉市美浜区真砂 4 丁目 2 番地先配水管整備工事	千葉水道事務所	意見3	①再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について（意見） ②未完成工事報告書の後閲処理について（意見） ③請負工事設計変更施行後の後閲処理について（意見）
10	27	上水道	千葉市美浜区高洲 4 丁目	千葉水道	指摘1	①未完成工事報告書の後閲処理について

y	シリアル 番号	種別	工事名	所属	結果	タイトル
		(管路)	5番地先配水管整備工事	事務所	意見 5	①て (意見) ②再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について (意見) ③工事完成報告書における押印漏れについて (意見) ④契約書に添付する設計書の日付について (意見) ⑤設計業務委託金額の按分について (指摘 : 1件、意見 : 1件)
1 1	28	上水道 (管路)	千葉市美浜区豊砂5番地先配水管整備工事	千葉水道事務所	指摘 1 意見 3	①再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について (意見) ②設計業務委託金額の按分について (指摘 : 1件、意見 : 1件) ③設計業務の工事延期伺の後閑処理について (意見)
1 2	29	上水道 (管路)	千葉市中央区中央港1丁目23番地先配水管整備工事	千葉水道事務所	指摘 1 意見 2	①再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について (意見) ②設計業務委託金額の按分について (指摘 : 1件、意見 : 1件)
1 3	—	上水道 (浄水場)	柏井浄水場・ちば野菊の里浄水場	施設整備センター	意見 2	①一者応札の工事について (意見) ②固定資産の計上単位について (意見)
13-ア	30	上水道 (浄水場)	柏井浄水場西側汚水池設備更新工事(R1~R3年工事)	施設整備センター		
13-イ	31	上水道 (浄水場)	柏井浄水場西側薬品注入設備更新工事(R1~R3年工事)	施設整備センター		
13-ウ	34	上水道 (浄水場)	柏井浄水場東側施設二次ろ過棟建築工事	施設整備センター		
13-	36	上水道	柏井浄水場東側二次ろ過	施設整備センター		

y	サンプル 番号	種別	工事名	所属	結果	タイトル
工		(浄水場)	施設機械設備工事	備センター		
13-オ	37	上水道(浄水場)	柏井浄水場東側二次ろ過施設電気設備工事	施設整備センター		
13-カ	32	上水道(浄水場)	ちば野菊の里浄水場(第2期)急速ろ過池機械設備工事	施設整備センター		
13-キ	33	上水道(浄水場)	ちば野菊の里浄水場(第2期)活性炭吸着池機械設備工事	施設整備センター		
13-ク	35	上水道(浄水場)	ちば野菊の里浄水場(第2期)場内連絡管布設工事(その6)	施設整備センター		
14	37	工業用水道	南八幡浄水場3・4号沈殿池設備更新工事 市川市南八幡2-23-1	葛南工業用水道事務所	指摘1 意見1	①建設廃棄物処理業者について(指摘) ②一者応札の工事について(意見)
15	—	固定資産台帳	企業局工業用水道事業における固定資産台帳の管理方法	管理部 経理課	意見1	①固定資産台帳へのデータ入力について(意見)
16	—	伝票処理	工事等の債務負担行為に係る伝票処理(工業用水部)	管理部 経理課	指摘1	①工事等の債務負担行為に係る伝票処理について(指摘)

各論としての監査結果にて明らかにした指摘事項及び意見の概要は次のようになる。

1 県土整備部

(1) 道路

受注者は社会保険の加入をしていない業者を下請負人にしてはならない、としているが県は確認していない。(意見)

工期末が年度末に近い工事を翌期に繰り越すには、県議会の承認を得られる年度末に一旦延長しなければならぬのは非効率である。(意見)

記載事項に不備のある請求書の再発行を要求していない。(意見)
設計変更額 20 パーセントガイドラインが遵守されていない。(指摘)
施工計画書に一次下請業者と異なる業者が記載されている。(意見)
随意契約の限度額 250 万円に近い金額の随意契約の工数見積り根拠を明らかにする必要がある。(意見)

(2) 橋梁

工期末が年度末に近い工事を翌期に繰り越すには、県議会の承認を得られる年度末に一旦延長しなければならぬのは非効率である。(意見)

(3) トンネル

設計変更額 20 パーセントガイドラインが遵守されていない。(指摘)
トンネル台帳の更新漏れ。(意見)

(4) 用地取得

土地の収用手続きにおける、検討会や推進会議を適切に開催していない。(指摘)
収用手続きの活用案件の要件である「重点施策」の事業課の判断基準には明確なガイドラインがない。(意見)

「候補案件」について、その選定の判断基準を始めとする審査資料を作成せず、推進会議で審査していない。(意見)

「土地収用制度活用推進要綱」等に従った用地取得の進捗状況等の公表がない。(指摘)

公表対象の要件である「重点施策」の事業課の判断基準には明確なガイドラインがない。(意見)

土地売買契約書の作成時に収入印紙の負担関係について承認を得ていない。(意見)

2 資産経営課

なし

3 企業局

(1) 上水道事業

下請業者が反社会的勢力でないことを県所管課が確認していない。(意見)
未完工事報告書(ほかにも請負工事設計変更施工同)においては、後閲となっているものが、決裁後、担当者に回付されていない。また、書類保管をする際に、形式的な不備も含め書類に不備が無いかを確認していない。(意見)
回付した際の設計書及び契約書に添付している設計書が相違している。(意見)
複数工事に係る設計委託の場合の設計額を按分していない。(指摘)
複数工事に係る設計委託に要した費用を配賦する方法を統一していない。(意

見)

一者応札の工事について公正な競争環境にあるのか十分な検討をしていない。
(意見)

固定資産の計上単位を集約ないし適宜分割されているが、案件によって基準に
ばらつきが生じている。(意見)

(2) 工業用水道事業

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく書面（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）」における施設の名称と「建設副産物に関する特記仕様書」における処分先が異なる。最終的に記載のない会社が処分先となっている。(指摘)

一者応札の工事について公正な競争環境にあるのか十分な検討をしていない。
(意見)

(3) 固定資産台帳等

固定資産台帳データ登録とチェックが分離していない。(意見)

完成前の年度における未払金に対応する建設仮勘定計上額は仮払消費税等の
金額だけ過大に計上されている。(指摘)

II 監査の総括的意見

(1) 監査において確認されたリスクについて

令和 5 年度に選定した特定の事件は、道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道の整備、維持管理に係る財務事務であり、これらの社会インフラについては、常に適切な状態で、計画的に管理されることが必要とされる。そのため、各事務手続は計画に基づいて、毎年繰り返して行われるものであり、準拠すべき基準やガイドラインが整備されている。

しかしながら、監査結果における指摘事項及び意見を総括して見ると、事務の煩雑さの軽減の観点から設けられた例外的な緩和策について、本来適用できない案件にまで適用してしまうなど、基準やガイドライン等の本来の目的や原則的なルールを十分に確認しないまま、前例踏襲的に適用しているという状況が散見された。これは、基準やガイドライン等の本来の目的を軽んずる対応である。

(2) リスクへの対応方針（改善を希望する方針）について

行政機関における事務処理の手続は、年々多様化、複雑化していることから、社会インフラ管理を効率的に行うという観点からすると、簡略化できる手續は簡略化し、事務の煩雑さを軽減するという取組自体は有効であると考えるが、その際には、事務手続として規定している基準やガイドライン等の本来の目的や趣旨を再度確認した上で、効率的かつ適切な社会インフラ管理を行っていくことが求

められる。

また、契約変更の時期の遅れや、査閲漏れのような不適切な事務処理を防止するという観点でも、基準やガイドライン等を運用時における留意事項として周知することが求められる。

(3) 問題の根本原因と改善方向について

指摘事項や意見の根本原因としては、基準やガイドライン等の本来の目的や趣旨を十分に確認することなく、前例踏襲的に事務処理を行ってきたことによる職員の「慣れ」によるものが大きいと考える。

したがって、改善方向としては、事務手続を「慣れ」によって行うのではなく、

(2) で述べたように、事務手続においては、必要な統制活動を行い、適切な事務手続となっているか、例外的な緩和策を適用できる事案にあたるか等を確認することが求められる。また、制度はあるものの形骸化しているような形式的かつ不必要的統制活動が存在することで、事務の煩雑さが増してしまい、事務負担の煩雑さを回避しようするために安易に例外的な処理に走るという心理に繋がるおそれがあることから、各職員が、今一度基準やガイドラインの本来の目的や趣旨、原則的な対応に立ち返り、事務処理を行っていくことが求められる。加えて、基準やガイドライン等についても、経年により社会情勢や業務の実態との間に乖離が生じてくることも考えられるため、社会情勢等に合致しているか、検討することも有益と考える。

例えば、消費税は、地方自治法制定時にはなかった税目であり、その処理に関する事務手続は施行前に検討され、統制活動に修正を加えてきているはずである。同様の見直しは、社会の変化に応じて求められるものと考える。

III 各論としての監査結果

個別の事業案件について監査手続を実施した結果を以下に記載するが、発見事項がなかったものについては省略する。

1 国道道路改築工事（笛曾根地区外道路改良工）（国）126号

（1）概要

① 事業の必要性

銚子連絡道路は、東京湾アクアラインや首都圏中央連絡自動車道等の高規格幹線道路と一体となって、山武・東総地域の活性化に大きく貢献する延長約30kmの地域高規格道路である。

一般国道126号山武東総道路二期・三期は、銚子連絡道路の一部を構成し、圏央道の整備効果を山武・東総地域へ広く波及させ、県内外との交流・連携を強化し、地域の活性化や防災力の向上、国道126号の交通混雑の緩和と沿道環境の改善を目的とした2車線のバイパス整備事業である。

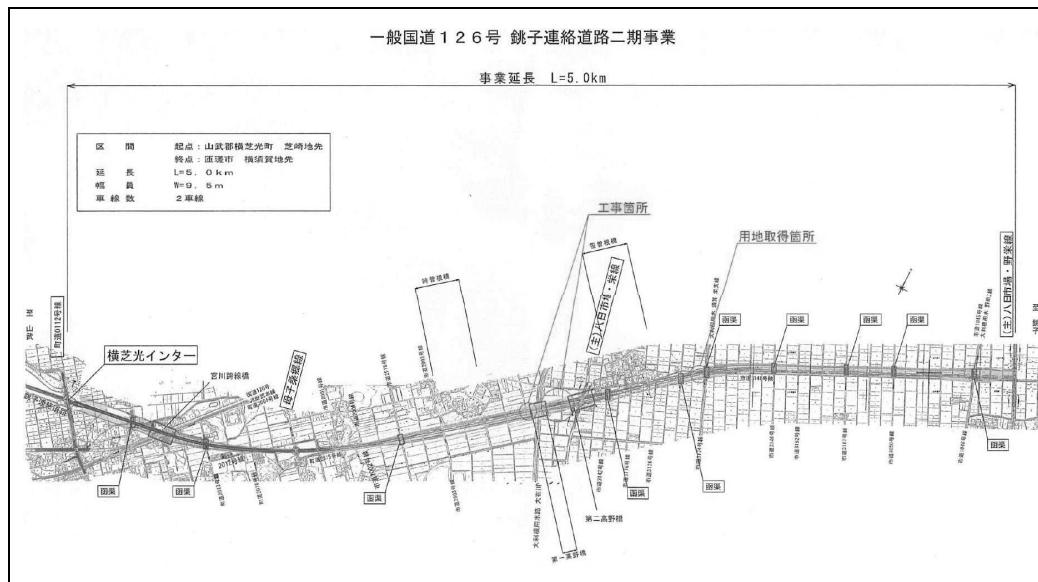
国道道路改築工事（笛曾根地区外道路改良工）（国）126号（本項において、以下「本工事」という。）は、平成16年度より事業化されている一般国道126号山武東総道路二期事業の一部分を構成する工事である。一般国道126号銚子連絡道路二期事業は、山武郡横芝光町芝崎地先を起点、匝瑳市横須賀地先を終点とする延長5kmの事業であり、本工事は、事業の目的を達成するために必須の工事である。

【銚子連絡道路の全体像】



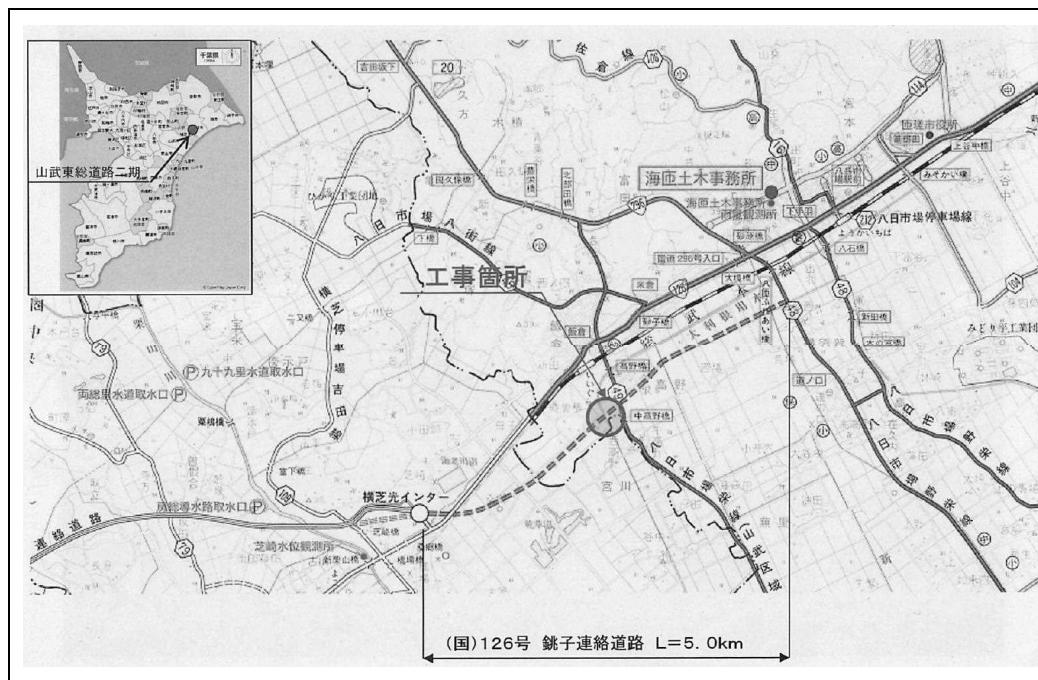
出典：海匝土木事務所提出資料

【銚子連絡道路第二期事業の概要図】



出典：海匝土木事務所提出資料

【本工事の工事箇所】



出典：海匝土木事務所提出資料

② 事業内容

工事延長 L=310.0m

路体盛土 V=37,800 m³

路床盛土 V=3,0 m³

アーチキヤストU型側溝 L=412m